

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

～働き方改革 時間外労働に上限～ 月45時間超は、年6回まで 今から準備しましょう

【原則】 月45時間・年360時間

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも（36協定の上限）

【年の上限】 720時間

【月の上限】 月100時間未満、複数月平均80時間以内 夫々休日労働を含む。

※月45時間を超えることができるのは年間6か月まで

部長のタイムカードありますか？

先回は、来年4月から始まる「5日の有給休暇消化義務化」についてお伝えしました。今回は、「長時間労働規制」についてお伝えします。

皆さんご存知のとおり、36協定の範囲内であれば残業が可能です。わが社の36協定…月は何時間でしょう。100時間を超えていることはないと思いますが、年は何時間でしょう。720時間以内に収まっていますか。また管理監督者の年間の残業時間に休日労働時間も加えて720時間で収まっていますか。

大企業は来年4月から、大企業以外は再来年4月から「長時間労働制限」と称して、時間外労働の上限規制がスタートします。

時間外労働（残業＋休日労働）…具体的には、原則月45時間、年間360時間です。この45時間や360時間には休日労働も含まれますので注意が必要です。

ただし、臨時的な特別の事情があって、会社と従業員代表との合意があっても（労使協定…36協定）、年720時間以内、複数月平均80時間以内、月100時間未満でなければなりません。また、原則である月45

時間を超えることができるのは、年間6か月までです。まず、月の残業、休日出勤も含めて45時間で収まっていますか？45時間を超える月は年間6回以内ですか。仮に2日の休日出勤があるとすると、残りは29時間、毎日1時間半の残業で月45時間ギリギリ、場合によっては超えてしまうのではないのでしょうか。超えてしまう月が6か月で収まればOKですね。ちょっと難しいですね。

次に問題になるのが、部長や工場長です。労働基準法の「管理監督者」に該当し、残業手当や休日労働の割増賃金の対象にならない（深夜手当は対象ですからお忘れなく）方ですね。時間管理をされておられないのが実情ではありませんか。「部長？タイムカードなんてないですよ～」これからは、部長のタイムカードも準備して時間管理をしましょう。もし、残業と休日労働を含め、月100時間を超えたような場合には、医師の面接指導を受けましょう。

時間外労働の上限規制は、中小企業なら2020年からです。長時間労働者への医師の面接指導や、先回お伝えした「有給休暇消化義務化」は来年からスタートします。管理監督者も含めてです。まずは、現状の労働時間を適正に把握し、仕事の見直しをしていきましょう。詳しくは、社会保険労務士にご相談下さい。